

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号	管舎役 1	科 目 目 細分	防衛力基盤強化推進費 管舎費 管舎維持費(雑役務費)
要 求 欄								年 月 日		調 達 欄			
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長	補 佐	係 長	係
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係				
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 その他				契 約 方 式	一 般 名 意	根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
電気設備保守管理業務委託		一式			仕様書のとおり							選 定 業 者	契 約 条 件
									予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎	
										円			
総 額										調達説明 日 時	年 月 日 時 分		
備 考									入札日時	年 月 日 時 分			
	課室名	管理施設課			要求者氏名	成田 智哉		電話番号		2315			

# 仕 様 書

		調達要求番号	管舎役 1
品 名	数 量	備 考	
電気設備保守管理業務委託	一式	別紙 1～6 のとおり	
<p>1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、防衛大学校において実施する電気設備保守管理業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 電気設備とは、受電から送配電、電気を使用する機器までの一連の設備をいう。</p> <p>(2) 太陽光発電設備とは、太陽電池アレイから送配電及びデータ収集装置までの一連の設備をいう。</p> <p>(3) この仕様書に用いる用語の定義は、上記のほか、国土交通省大臣官房長官監修「建築保全業務共通仕様書」及び国土交通省大臣官房長官監修「建築保全業務報告書の手引き」による。</p> <p>3 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書は提出時における最新版とする。</p> <p>(1) 国土交通省大臣官房長官監修「建築保全業務共通仕様書」</p> <p>(2) 国土交通省大臣官房長官監修「建築保全業務報告書の手引き」</p> <p>4 委託期間</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日</p> <p>5 委託場所</p> <p>防衛大学校（以下「校内」という。）全域、走水海上訓練場、走水宿舎及び二葉宿舎とする。</p> <p>6 委託に関する要求および業務内容</p> <p>(1) 本業務を請け負う者（以下「受託者」という。）は、以下の法定資格者を（以下「従事者」という。）を選定する。なお、従事者は 2 名以上とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 第 3 種電気主任技術者（実務経験 5 年以上）</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) エネルギー管理士（実務経験 5 年以上）</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) 第 1 級電気工事施工管理技士（実務経験 5 年以上）</p> <p>(2) 従事者の内 1 名は、校内及び走水海上訓練場における電気事業法第 43 条における主任技術者（以下「電気主任」という。）として業務を行う。</p> <p>(3) 電気主任は、別添「防衛大学校電気設備保安規程」を順守し業務を行い、具体的な業務内容については別紙 1 の業務を参考に行う。</p>			

なお、別紙1の業務は、電気主任の監督のもと、全従事者で実施すること。

- (4) 電気主任の勤務時間は平日8:30~17:15とする。

なお、停電工事立会などで土日祝日に勤務の必要がある場合は、平日の勤務日を振り替えて勤務すること。

- (5) 本業務従事者は、年間延べ337人/日を基準として実施する（電気主任勤務分を含む）。

なお、各月の勤務日数は下表を参考とする。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
勤務日数	29	26	30	30	28	27	29	28	27	27	26	30
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

- (6) 点検施設及び機器については、別紙2-1,別紙2-2のとおり。

## 7 負担区分

本業務を実施するために要する経費の負担区分については、次のとおりとする。

- (1) 本業務に使用する光熱水料は、官側が負担する。
- (2) 本業務に使用する消耗品及び付属品等は次のとおりであり、官側が負担する。
- (ア) パソコン（エクセル・ワード・AutoCAD）
  - (イ) 絶縁抵抗計
  - (ウ) テスター
  - (エ) 音響発光式検電器
  - (オ) クランプ
  - (カ) 回転計
  - (キ) 接地抵抗計
  - (ク) フェーステスタ
- (3) 本業務において必要な施設及び機器等は官側が提供する。ただし、従事者の故意又は過失により、施設及び機器等に損害を与えた場合は、官側との協議により、受託者の責任において原状回復を行うものとする。

## 8 受託者の責任

- (1) 本業務を円滑にするために、受託者は管理責任者を置くこととする。管理責任者の任務は別紙3のとおりとする。
- (2) 受託者は、必要に応じ従事者の業務実施状況について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導等）を講じ、業務の停滞を招かないようにする。
- (3) 受託者は、業務終了後に別紙4を、月末（月末が休日等の場合は翌月始め）に別紙5を検査官等へ提出するものとする。
- (4) 受託者は、契約後速やかに別紙6を提出するものとする。また、従事者を変更する場合もその都度提出する。

## 9 報告事項

受託者は、請求書提出時に「役務完了届（3部）」を作成し、検査官へ提出するものとする。

## 10 守秘義務の遵守

受託者、管理責任者及び従事者は、業務上知り得た業務内容及び個人情報に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

## 11 監督・検査

検査官等が実施するものとする。

## 12 その他

- (1) 受託者は、契約後、本業務を支障なく実施するため現状の施設及び機器等の確認を行い、従事者がこれに基づいて円滑に作業をできるよう適切な教育を実施すること。また、従事者の校内への立ち入り、車両の乗り入れ等諸手続きは官側規則に基づいて行うこと。
- (2) 管理責任者及び従事者は、本業務を円滑に実施するために、受託者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯するものとする。
- (3) 受託者、管理責任者及び従事者は、業務に関する仕様書及び官側が提供する資料等の関係資料を官側の許可なしに履行場所以外に持ち出し、または複写・複製してはならない。
- (4) 受託者、管理責任者及び従事者は、本業務の実施に影響を与えると思われる事故・事件・災害等の緊急事態が発生した場合は、官側との連携を密にし、状況に応じた適切な対応をとるものとする。
- (5) 受託者は、管理責任者及び従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。
- (6) 本仕様書に明記のない事項等及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (8) 官側は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任の意見を尊重するものとする。
- (9) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任がその保安のためにする指示に従うものとする。
- (10) 電気主任は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

## 電気設備保守管理業務マニュアル

- (1) 工事・修繕・停電・保安にかかる計画書等の作成
  - (ア) 施設整備工事・各所修繕工事にて電源調整が必要な場合、電気設備の現地調査を行い計画書および図面を作成し、当該工事担当者に指示を行う。
  - (イ) 高圧電気年次点検・施設整備工事・各所修繕工事にて停電が発生する場合、事前に当該工事担当者と調整および現地確認を行い安全に作業できるよう作業手順書を作成し、契約担当官等に提出する。
  
- (2) 年間使用量集計および報告書の作成
  - (ア) 年間の電気使用量の集計・整理を行う。
  - (イ) 電気・省エネルギー・煤煙関係法令に伴う、提出書類作成に伴うデータ整理・資料作成・報告書を作成し契約担当官等に提出する。
  
- (3) 校内設備点検・使用量検針集計・料金算出
  - (ア) 1か月に2回校内の電気設備を巡回し簡易な点検および目視点検を行う。
  - (イ) 毎月末、校内の電気メーターの読値を確認・記録し、電気料金の請求金額にあわせて、庁費・営舎費・外部業者分の電気料金を算出し報告書を契約担当官等に提出する。
  
- (4) 走水訓練場設備点検

週1回、走水訓練場の電気設備を巡回し簡易な点検および目視点検を行い記録簿に記入し整理する。
  
- (5) 各種工事調整

高圧年次点検・施設整備工事・各所修繕工事において、工事担当者から依頼があった場合は既設設備の状況・将来計画・防衛大学校電気設備保安規定をもとに必要な調整を行う。
  
- (6) 停電工事立会い
  - (ア) 高圧回路の停電を行う場合、停電工事に立会い主要回路の操作を行う。
  - (イ) 停電工事については、安全責任者として作業手順書をもとに工事担当者に指示を行う。
  
- (7) 接地抵抗測定



## 高圧変電設備一覧

幹線別	番号	点 検 場 所		
1号幹線	0-0	受電所	(屋内 密閉形)	
	1-01	人文科学館	(屋内 密閉形)	
	1-02	資料館	(屋内 密閉形)	
	1-03	第1学生舎	(屋内 密閉形)	
	1-04	第2学生舎	(屋内 密閉形)	
	1-05	第3学生舎	(屋内 密閉形)	
	1-06	第4学生舎	(屋内 密閉形)	
	1-07	第5学生舎	(屋内 密閉形)	
	1-08	女子浴場	(屋外 密閉形)	
	1-09	学生教育1号棟	(屋外 密閉形)	
	1-10	学生教育2号棟	(屋外 密閉形)	
	1-11	学生教育3号棟	(屋外 密閉形)	
	1-12	高圧分岐盤NO2(被服倉庫前)	(屋外 密閉形)	
1-13	テニスコート低圧配電盤	(屋外 密閉形)		
2号幹線	2-01	社会科学館	(屋内 密閉形)	
	2-02	機械設備棟	(屋内 密閉形)	
	2-03	学生食堂	(屋内 密閉形)	
	2-04	学生会館	(屋内 密閉形)	
	2-05	医務室	(屋内 密閉形)	
	2-06	覆道射場	(屋外 密閉形)	
	2-07	高圧分岐盤NO1(資料館北側)	(屋外 密閉形)	
3号幹線	3-01	教育研究B館	(屋内 密閉形)	
	3-02	教育研究A館	(屋内 密閉形)	
	3-03	第2空力実験室	(屋外 密閉形)	
	3-04	隊員宿舎	(屋内 密閉形)	
	3-05	実験棟D棟	(屋内 密閉形)	
	3-06	高圧分岐盤NO4(噴射機関実験室東側)	(屋外 密閉形)	
4号幹線	4-01	実験棟C棟	(屋内 密閉形)	
	4-02	実験棟A棟	(屋内 開放形)	
	4-03	実験棟B棟	(屋内 開放形)	
	4-04	カスケード実験施設	(屋内 開放形)	
	4-05	低濃度排水処理施設	(屋内 密閉形)	
	4-06	研究科学生舎	(屋内 密閉形)	
	4-07	火薬類実験施設	(屋内 開放形)	
	4-08	超高圧実験施設	(屋内 密閉形)	
	4-09	高圧分岐盤NO3(低濃度排水処理前)	(屋外 密閉形)	
5号幹線	5-01	理工学3号館	(屋内 開放形)	
	5-02	実験棟E棟	(屋内 密閉形)	
	5-03	土木化学実験棟	(屋内 開放形)	
	5-04	理工学2号館	(屋内 開放形)	
	5-05	理工学1号館(車両整備工場含)(124/134号室電気室)含む	(屋外 開放形)	
	5-06	ヘリウム実験装置	(屋外 密閉形)	
	5-07	総合体育館(高圧分岐盤含む)	(屋内 密閉形)	
	5-08	高圧分岐盤NO5(土木化学実験棟裏)	(屋外 密閉形)	
	5-09	高圧分岐盤NO6(理工学1号館)	(屋外 密閉形)	
6号幹線	6-01	本部庁舎	(屋内 密閉形)	
	6-02	多目的講堂	(屋内 密閉形)	
	6-03	図書情報館	(屋内 密閉形)	
7号幹線	7-01	守衛所・消防所	(屋外 密閉形)	
	7-02	防衛学館	(屋内 密閉形)	
	7-03	陸上競技場	(屋外 密閉形)	
	7-04	花立野球場	(屋外 密閉形)	
走 水	10-01	海上訓練場	(屋外 密閉形)	
			点検整備箇所数	53箇所

## 太陽光発電設備機器一覧

建物名	規 格	数量	単位	備 考	製造メーカー
学生食堂屋上	太陽電池アレイ	156	枚		(株)SANYODENKI製
	パワーコンディショナー盤	4	面		
	交流集合盤	1	面		
	日射計	1	台		
	気温計	1	台		
	表示装置	1	式	(天吊)	
	データ収集装置	1	式		
教育研究B館	太陽電池アレイ	156	枚		(株)SANYODENKI製
	パワーコンディショナー盤	4	面		
	交流集合盤	1	面		
	日射計	1	台		
	気温計	1	台		
	表示装置	1	式	(天吊)	
	データ収集装置	1	式		
本部庁舎	太陽電池アレイ	168	枚		
	パワーコンディショナー盤	5	面		
	交流集合盤	1	面		
	リチウムイオン蓄電池	1	台		
	データ収集装置	1	式		
記念講堂	太陽電池アレイ	252	枚		
	パワーコンディショナー盤	1	面		
	交流集合盤	2	面		
	データ収集装置	1	式		
社会科学館	太陽電池アレイ	102	枚		
	パワーコンディショナー盤	4	面		
	交流集合盤	3	面		
	データ収集装置	1	式		
人文学館	太陽電池アレイ	75	枚		
	パワーコンディショナー盤	1	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		

第1学生舎	太陽電池アレイ	108	枚		
	パワーコンディショナー盤	3	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		
第2学生舎	太陽電池アレイ	108	枚		
	パワーコンディショナー盤	3	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		
第3学生舎	太陽電池アレイ	108	枚		
	パワーコンディショナー盤	3	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		
第4学生舎	太陽電池アレイ	108	枚		
	パワーコンディショナー盤	3	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		
第5学生舎	太陽電池アレイ	108	枚		
	パワーコンディショナー盤	3	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		
学生教育1号棟	太陽電池アレイ	36	枚		
	パワーコンディショナー盤	1	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		
学生教育2号棟	太陽電池アレイ	36	枚		
	パワーコンディショナー盤	1	面		
	交流集合盤	1	面		
	データ収集装置	1	式		

## 管理責任者の任務

### 1 配置目的

本業務を円滑に実施するために管理責任者を置く。

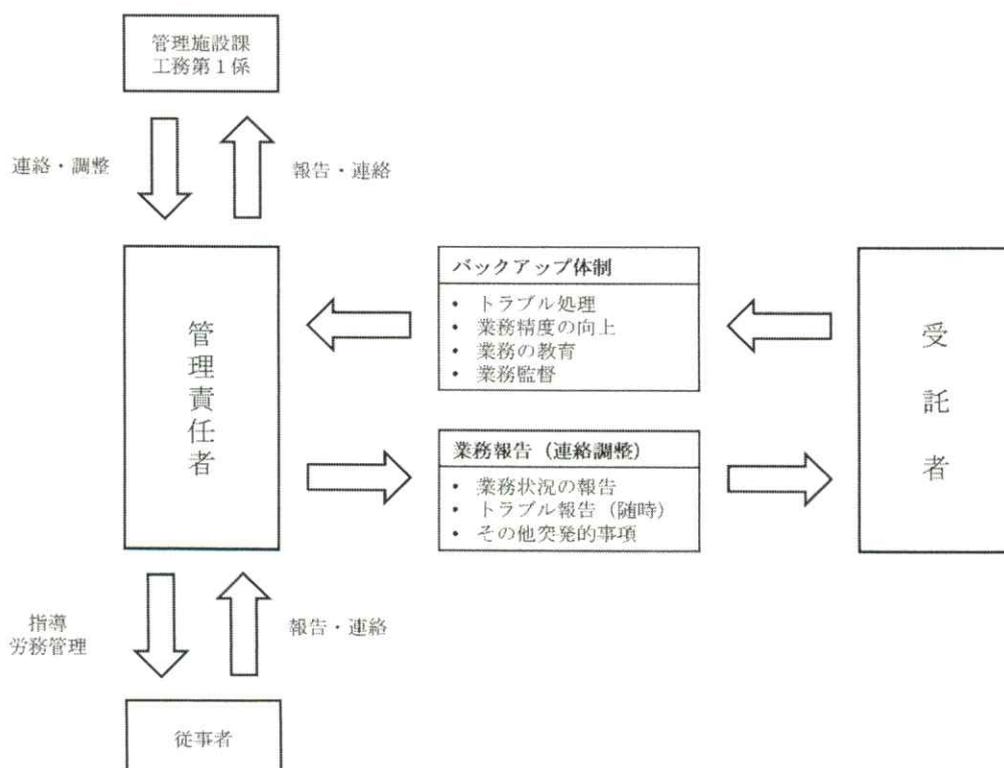
### 2 任務

- (1) 従事者の出退勤管理を含む労働時間等の管理及び業務遂行に関する指示等
- (2) 官側との本業務に係る交渉等
- (3) 業務日誌及び業務委託実施記録表の提出

### 3 管理責任者の要件

- (1) 作業全般を統括管理する能力を有し、従事者を監督指導できること。
- (2) 官側とすみやかに連絡調整できる態勢をとれること。
- (3) 管理責任者の休暇等に対応したシフトの管理ができること。
- (4) 従事者2名以上に限り、上記責任が遂行できることを条件として、従事者との兼任を妨げない。

### 4 管理連絡体制



事務室

業務日誌		
実施日	令和 年 月 日 ( 曜日)	
従事者名	従事時間	業務内容
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
特記事項:		

以上のおり、業務を実施したことを報告いたします。

電気設備保守管理業務委託 管理責任者



令和 年 月 日 提出

## 令和8年度従事予定者名簿

会社等所在地：

会社等名：

代表者名：

担当者名：  

---

件名：電気設備保守管理業務委託

従事場所：防衛大学校管理施設課 ほか

No.	氏名	性別	年齢	備考（参考：資格の有無・経験年数）
1				管理責任者
2				管理責任者代理
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注：従事予定者について変更がある場合は、その都度修正・提出する。なお、従事者の変更に関しては、備考欄に記述する。（例：「防大太郎」から変更）

# 防衛大学校電気設備保安規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保安業務の運営管理体制（第3条－第6条）
- 第3章 保安教育（第7条・第8条）
- 第4章 工事の計画及び実施（第9条・第10条）
- 第5章 保守（第11条－第13条）
- 第6章 運転又は操作（第14条）
- 第7章 災害対策（第15条・第16条）
- 第8章 記録（第17条）
- 第9章 責任の分界（第18条・第19条）
- 第10章 雑則（第20条－第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 防衛大学校及び海上訓練場（以下「大学校」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用（以下「工事等」という。）を確保するために電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第74条第3項において準用する法第52条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

#### （管理施設課長の指示）

第2条 管理施設課長は、この規程を実施するために必要な事項について、電気関係従事者に対し別に指示することが出来る。

2 管理施設課長は、前項の指示にあたっては、主任技術者の意見を求めて行うものとする。

### 第2章 保安業務の運営管理体制

#### （保安業務組織）

第3条 工事等に関する保安業務を執行する組織、構成は次のとおりとする。

- (1) 管理施設課長は、保安業務を総括管理する。
- (2) 管理施設課長は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため、電気主任の職にある者を主任技術者に選任する。
- (3) 主任技術者は、校内地区及び海上訓練場地区にそれぞれ1名を選任する。
- (4) 管理施設課長は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第3項ただし書の規定に基づき、前項の主任技術者を兼任させることができる。
- (5) 海上訓練場地区に、同地区の施設管理者の指名する連絡員1名を置く。
- (6) 連絡員は、海上訓練場地区の電気工作物に異常又は修繕等の必要性が発生した場合は、速やかに主任技術者に連絡する。
- (7) 保安業務に従事する者及びその分掌する業務並びに保安業務を円滑に遂行するための指揮、命令系統及び連絡系統は別表のとおりとする。

（主任技術者の意見等）

第4条 管理施設課長は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定し、若しくは実施しようとする場合又は法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係する場合には、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 管理施設課長は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重しなければならない。

3 管理施設課長は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

（主任技術者の義務）

第5条 主任技術者は、管理施設課長の指揮を受け、工事等に関する保安監督の業務を実施する

2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、工事等に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第6条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、工務第1係長又は電気係員がその業務を代行する。

### 第3章 保安教育

（保安教育）

第7条 主任技術者は、工事等に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し、必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第8条 主任技術者は、工事等に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した場合の措置について、必要に応じて実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第9条 管理施設課長は、主任技術者の意見をきいて、電気工作物の設置、改造等の工事計画を策定するものとする。

2 管理施設課長は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の年度計画を、主任技術者の意見を求めて策定するものとする。

3 前項の計画の策定は大学校の関係部門の意見を求めて行わなければならない。

(工事の実施)

第10条 大学校施工に係る電気工作物の工事は、主任技術者が大学校の関係部門と調整を図り、管理施設課長の承認を得て行うものとする。この場合において、主任技術者は、その監督のもとに作業責任者を選任し、これを実施させることができる。

2 管理施設課長は、電気工作物に関する工事を業者に請負わせる場合には、当該工事が完成したときに主任技術者にこれを検査させ、保安上支障ないことを確認させなければならない。

3 管理施設課長は、電気工作物に関する工事が装備施設本部で施工される場合には、当該工事が完成したときに、装備施設本部で行う検査に主任技術者を立ち合わせ、保安上支障ないことを確認させるものとする。

4 管理施設課長は、電気工作物に関する工事に従事する者については、別に定める作業心得を配布し、電気工作物の保安が確保されるように努めなければならない。

第5章 保守

(巡視、点検、測定等)

第11条 電気係員は、電気工作物の保守のため、別に定める基準により、巡視、点検及び測定を行わなければならない。

2 主任技術者は、大学校の関係部門と調整を図り、管理施設課長の承認を得て、前項の規定により行う保安業務の年度実施計画書を作成するものとし、その実施にあたっての指導監督を行うものとする。

(修理、改造、移設等)

第12条 主任技術者は、前項の規定による巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第13条 主任技術者は、事故その他異常な状態が発生した場合には、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

## 第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第14条 電気工作物の運転又は操作の基準は、次の各号に掲げる事項について別に定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し、若しくは制限する等の応急措置並びにその場合の報告又は連絡要領
- (3) 供給電力会社との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

## 第7章 災害対策

(防災体制)

第15条 管理施設課長は、台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために防災思想を電気関係従事者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する大学校の体制をあらかじめ整備し、並びに大学校外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

(非常災害発生時の措置)

第16条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに危険と認められる範囲の送電を停止することができる。

## 第8章 記 録

### (工事等の記録)

第17条 主任技術者は、工事等に関する記録は別に定めるところにより記録し、これを保存するものとする。

2 主任技術者は、主要電気機器の補修記録は別に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

## 第9章 責任の分界

### (責任の分界点)

第18条 東京電力株式会社と大学校との保安及び財産上の責任分界点は大学校が設置した0号柱上の気中開閉器の電源側端子とする。

### (需要設備)

第19条 需要設備は、別図第1及び別図第2のとおりとする。

## 第10章 雑 則

### (危険の表示)

第20条 管理施設課長は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等のうち、危険のおそれのあるところには、表示を設けなければならない。

### (測定器具類の整備)

第21条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、常に整備し、これを受電所において適正に保管しなければならない。

### (設計図書類の整備)

第22条 電気工作物に関する設計書、仕様書、取扱説明書等については、管理施設課において3年以上必要な期間整備保存しなければならない。

### (手続書類等の整備)

第23条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書については、その写しを管理施設課において3年以上の必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年9月28日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。

附 則（平成元年5月29日防大総第481号）

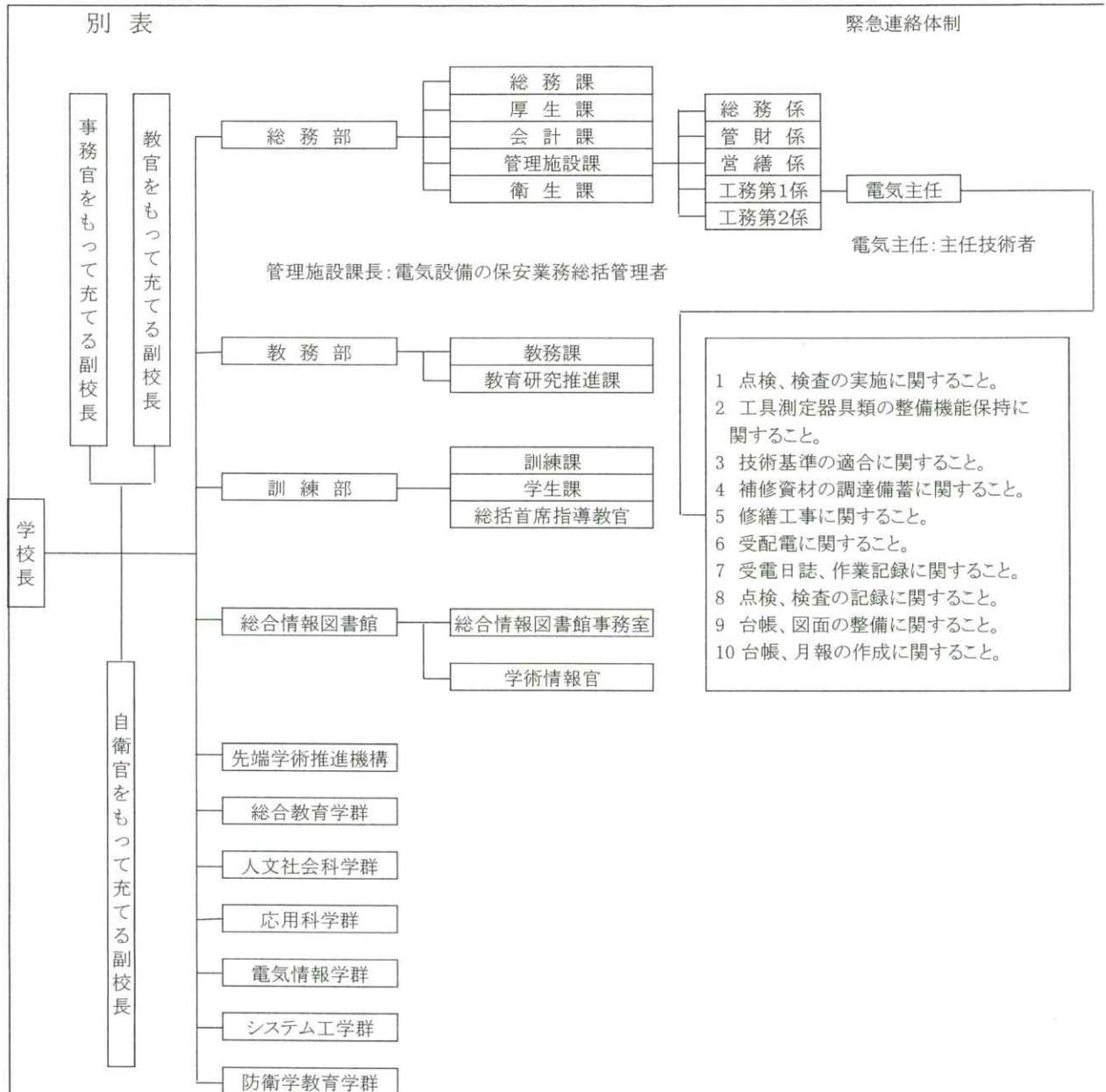
この規程は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成7年4月18日防大施第385号）

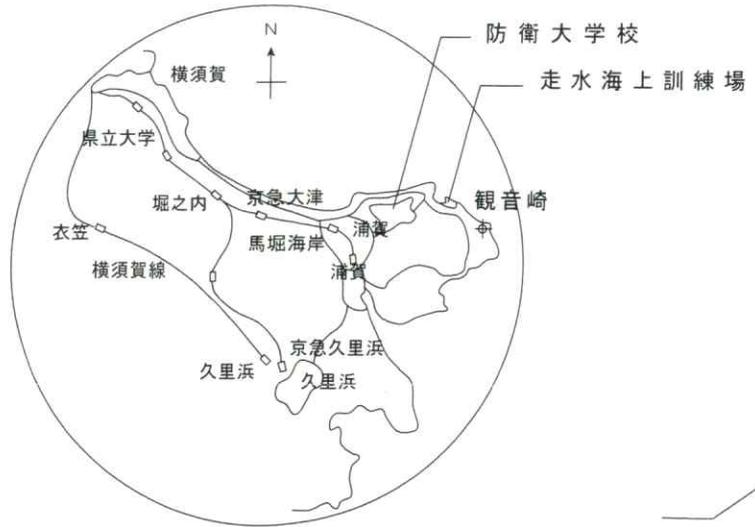
この規程は、平成7年5月10日から適用する。

附 則（平成17年3月31日防大総第505号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。







案内図

